

## 特定金属くず買受業

令和8年6月1日から、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律が施行され、特定金属くず<sup>※</sup>買受業を営む方は届出が必要となります。

これまで、金属くず営業条例に基づく許可を受けていた方についても、今後、特定金属くずを買受けされる場合、新たに届出をする必要があります。

※ 主として銅により構成された金属製物品(今後の情勢により銅以外の金属も追加の可能性あり)であって、切断されるなどによって、当該金属製物品の本来の用法に従って使用することが不可能になったもの。

(「主として銅により構成された金属製物品」とは、重量や価格の2分の1以上が銅で構成されているものになり、例えば、エアコンディショナーの室外ユニットに係る金属くず、真鍮、青銅などが該当します。)

### ◎届出が必要な人

- 特定金属くず買受業を営もうとする者

### ◎届出が必要な時期

- 特定金属くず買受業を開始する前日まで

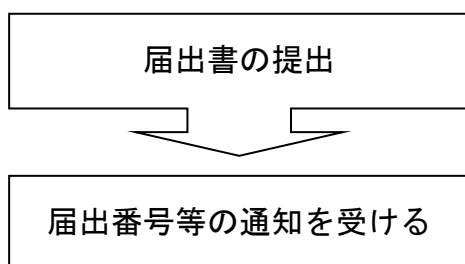
※ 令和8年6月1日前に特定金属くず買受業を営んでいる方は、令和8年8月31日までに特定金属くず買受業の届出をしてください。

届出なく令和8年9月1日以降に特定金属くず買受業を営んだ場合、違反となります。

### ◎申請書・添付書類等

- 申請窓口 営業所を管轄する警察署の生活安全許可等事務を担当する課  
(営業所を設けずに行商を行う者は、住所地を管轄する警察署の生活安全許可等事務を担当する課)
- 通数 1通
- 申請書に必要な添付書類 「営業許可等申請書の添付書類一覧」のとおり。

### ◎申請手続きの流れ



※氏名等の表示義務

氏名又は名称・届出をした公安委員会・届出番号等を、公衆の見やすい場所に、明瞭に判別できる大きさや書体で表示してください。

従業者が5名以下、ウェブサイト有していない場合を除き、ウェブサイト上でも表示する必要があります。

### ◎申請手数料

なし